

2023 年度 第 2 回八尾市地域就労支援基本計画推進委員会 議事要旨

日 時 2024 年 2 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場 所 八尾商工会議所 3 階 セミナールーム

出席者 <外部委員> 五石委員長、西田委員、田中委員、森委員、藤本委員、笠原委員、朴委員、音田委員、
計 8 名
<庁内委員> 宮崎委員、亀谷委員、北口委員、岡本委員、生野課長補佐、渡部課長補佐、寺島委員、
岩井委員、阪本委員、黒井委員、藤本委員 計 11 名
<オブザーバー> 地域就労支援コーディネーター (2)、チーフ・パーソナル・サポーター、
企業開拓員 計 4 名
<事務局> 5 名

総計 28 名

－事務局による司会で次第に沿って進行－

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

生活困窮者自立支援法については、これまで生活保護と生活困窮者自立支援が重なり合う部分については役割を明確に分担し支援してきたが、今後両者がともに同じ利用者の支援をするという方向性が明確になった。また、来年度において特に注目しているのは、重層的支援整備事業の改正について議論がはじまることである。八尾市においては、重層的な支援は成功し実施されているところだと思う。特に地域就労支援事業は、全国に先駆けて重層の考え方を踏まえた支援を実施していると思う。その中で、本日は来年度の事業計画案について議論するとともに、今年度の重点内容をふりかえり、課題や達成度合い、来年度の重点内容をどう設定するかなどを議論してまいりたい。

－委員長による議事進行－

3. 2024 年度 事業計画 (案) について

事務局より、資料にそって説明。

委員長 : 職業能力開発等で、就労体験の一部が新しくなっているが、この部分について改めて説明いただきたい。

事務局 : 本年度、パーソナル・サポート事業の就労体験に新しく応募前コースを設定した。これは、事業者が出している求人に対して、応募の前段階で就労体験を実施するというものであり、就労困難者にとっては就職前に業務を体験でき、事業者にとっては求職者の業務遂行の状況や、業務の切り分けの適切性などが確認できるものとなっている。

委員長 : 就労体験と社会的居場所は、非常に重要なプログラムである。今後も市内の社会資源等を活用し、より体系的により豊かに作っていくことが求められる。また、無料職業紹介所は、単なる職業紹介にとどまらず、相談者の条件に合った求人状況になるよう事業者と交渉する役割も必要になると思うがいかがか。

事務局 : 求人要件の緩和については、今年度、電気工事士の資格を持つ 70 代の男性に対し、週五日の

求人週4日に変更いただけないか事業者に働きかけを行い、最終その条件で採用が決定したというケースがあった。今後はこのような事業者の情報を蓄積し、地域就労コーディネーターへ情報提供していきたいと考えている。

委員長 : また、無料職業紹介の重要な機能として、事業者に対して相談者に合わせた仕事の組み合わせを提案するといった役割もあると思うがいかがか。

事務局 : 今年度、ある事業者から複数名の障がい者雇用の相談があり、先程の就労体験事業を組み合わせ、仕事の切り出しの相談をさせていただいた。実際に6名に体験していただき、約4名が面接まで進んだ状況となっている。

委員長 : そのような切り出しや求人条件の緩和など、パーソナルサポートセンターや地域就労支援センターと連携しながら、今後も進めていただきたい。

委員 : 何点か教えていただきたい。1点目は、雇用就労機会の創出で、出張面接会・出張相談会を年3回程度開催するとしているが、どこで実施するのか。また、2点目として2023年度の重点内容のふりかえりとして、ホームページに「お仕事探しの相談窓口」という案内を作成したとのことだが、こちらは就労困難者だけでなく仕事を探している人は誰でも対応するものか、また3つ目に、先日、新聞で実質賃金が2年連続減となっていたが、生活困窮者自立支援制度にも関わると思うが、絶対的賃金が上がっても物価高騰の関係で相対的賃金が下がると、ワーキングプアになる場合もあると思う。そのような場合についての考え方を教えていただきたい。

事務局 : まず出張面接会・相談会は、志紀コミュニティセンター、竹渕コミュニティセンター、大正コミュニティセンターの3カ所での開催を考えている。これまでの面接会や地域就労支援センターでの就労相談は、市役所付近や北部地域に固まっていた。今回は、それ以外の地域へ労働支援課や地域就労支援センター、パーソナルサポートセンターが出向き、相談してもらう場を設けるという趣旨である。

2つ目のお仕事探しの相談窓口については、就労困難者に限定せずに、全ての求職者に対する相談窓口のページとしている。具体的には、「(1) 自分で働く先を決める、もしくは探すことができる人」、「(2) 自分で働く先を決められない、もしくは探し方がわからない。仕事が続かないもしくは働きたいが、生活上の理由で働く先を探すのが難しい人」、「(3) 働くことに踏み出せない人。長期間、就労や勉強から遠ざかっている人。または現在、人とのかかわりは薄い将来的に社会参加を望む人」などに分け、(2)に地域就労支援センターを(3)にパーソナルサポートセンターをリンクさせている。また、「(4) 障がいがあり働き先を探している人」については、「障がい者のお仕事探しについて」のページへリンクをさせている。

3つ目の対応については、地域就労支援事業では就労時間が限られるケースが多いため、どれほどの収入が必要なのかを相談の過程でしっかりと確認し、希望する求人に応募するのがよいのか、福祉面での相談を並行するのか検討して相談を進めているところである。ただ、物価高騰による相対的賃金の減少についての具体的な状況は、感覚でしか把握しておらず、今後、データ等含め情報共有しながら相談を進めてまいりたい。

委員 : 職業能力開発等の社会的居場所の項目に、外国人市民等への就労に向けた日本語訓練という項目がある。この項目に関連しての課題や効果的な手法などがあれば教えていただきたい。私は識字学習に関わっているが、ここに記載してある事例は極めて重要で、様々な機関が支援するべきだと思っているが、直接関わっているのは概ね教育委員会系列になっており、就労に関わる行政部署の動きは把握できていない。就労に向けた日本語訓練は、独特な領域であ

り、個別性が極めて高い。職場という意味でも、学習者という意味でも、訓練を受ける側としても、個別性の高い領域であり、様々な課題があると思っている。八尾市として把握している課題や効果のある手法などあれば伺いたい。

事務局 : パーソナル・サポート事業で日本語訓練を実施しているが、支援担当者と話している中では、企業において外国人雇用の経験が有るか無いかで、働きやすさは大きく変わるという状況がある。そのため、八尾市としては事業者に対し、啓発や職場定着のアプローチを進めていく必要があると考えており、その接点を持つために職場体験や職場見学などの機会を増やしていくことが重要だと考えている。また、日本語の問題だけではなく、外国人コミュニティでの常識と日本人コミュニティの常識との齟齬というものが見受けられる。労働関係法令に対する認識の薄さなど、労働関係法令を知らないために日本人ばかりが優遇されているように思ってしまうケースも多いと聞いている。相談をしていく中で、労働関係法令を踏まえた労働条件についてもしっかりと共有しておく必要があると考えている。

委員長 : では、順番にご意見をいただきたい。

委員 : ハローワーク布施の窓口では、求職者の高齢化が進んでいる。最近では80代の方も来られているが、求人がなかなかない。事業者は、若い担い手を求めている。若者はスマホで仕事を探しているが、その中には就職に繋がりにくい方もいる。そのような方に支援を届けるためには、SNSの発信が非常に重要だと思っており、八尾市の情報発信について伺いたい。また高齢の求職者は、意欲はあるが応募先を忘れる、面接自体を忘れてしまう方もいる。そのような方は、オレンジパートナーを案内するが、個人情報の問題があり、直接、自治体へ連絡することが難しい。そのため、リーフレット等を活用して本人に案内するが、なかなか行かないという現状がある。

事務局 : 若年層への周知については、これまでも課題としてあげられており、今年度はSNSを使った周知に取り組んできた。しかし、SNSには情報があふれており、いかに我々の情報を目にしてもらえるかがポイントで、単にリーフレットを載せるのではなく、写真や映像など見てもらえる工夫が必要だと考えている。また、ハローワークにお知恵をお貸しいただきたい。

委員長 : 広告効果は比較的数値化しやすい。毎年の事業の振り返りと合わせて周知方法等を数値化して、効果を検証することはできるか。

事務局 : 数値化による効果検証は、「いいね」や評価、コメントの数で考えるなどがあると思うが、次年度については、その広告掲載後、何週間もしくは何ヶ月間の間にどれだけの方がこられたかや、昨年度との比較にて効果を図ることを考えている。

委員 : 広報やおFacebookは約2,200、Xは約5,800の登録者がいる。SNSについては、まず見ていただく、興味を持っていただくのが大事だと思っている。特に若年者は文章を読み込むよりもパッと見て、面白いと関心を持ってもらうようにすることがポイントだと思っている。今後インスタグラムの活用も含めて検討・実施し、拡散性を含めて効果を見ていきたいと考えている。

委員長 : 先程の高齢者の例は、個別的な伴走型支援が必要なのではないかという話であると思うが、地域就労で対応されていることはあるか。

事務局 : 地域就労支援センターでも高齢者において、忘れる、来れないという事案はある。個別相談の中でこれまでのやり取りを踏まえ、判断して相談を進めているところであり、オレンジパートナーを含め他機関との連携が必要だと認識している。

委員 : 課題については府下で同じような悩みが多くある。1点目は広報で、どの市も課題と考えて

るところである。今年度開始した Facebook については、年齢など利用者の属性を分析しているのか。我々も、Facebook、インスタグラム、X、LINE 等々を利用しているが、インスタグラムは、若年者を意識して活用しているということか。私の知る限りでは、LINE を使っている高齢者も増えてきているように思うが、窓口での実感としては、どの辺りが一番届きやすいと思われているのか。また、アウトリーチ支援において、地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターと連携したアウトリーチ支援について、合同面接会も含まれると思うが、どのようなところにアウトリーチするのか、具体的にあれば教えていただきたい。

事務局 : 広報の媒体は、八尾市でXが約 5,800 人で、Facebook が約 2,200 人で、インスタグラムは2種類あるが、市が直接発信するインスタグラムが約 2,000 人となっている。一番多いのはLINEで約 25,000 人という状況になってます。

内訳として、年代が分析できるようになっており、今後はそのデータを活用していきたいと思っている。現在の LINE 登録者では、若年者ではなく中高年齢層が一番多い。LINE は、中高年者層にまで広がっており、全世代に向けた広報手段としては適切なのではないかと考えている。また、アウトリーチについては、八尾市の無料職業紹介所が定期的実施している面接会にて、求職者に対しては個別支援のアプローチを行っており、参加している事業者に対しては、就労困難者の積極的な採用についてアプローチすることも可能である。その他のアウトリーチとしては、他機関からの情報提供が多く、今年度は、福祉生活相談員から 10 件、生活支援相談センターなどから 8 件、ハローワークからの情報提供も多くある。

委員長 : 他機関からの情報提供は、生活困窮者自立支援制度であれば、国保の対応や公営住宅の家賃滞納などがあるが、地域就労支援事業とそのような部署との連携はあるのか？

事務局 : 国保などとは直接の連携は無い。福祉分野の相談機関から生活を立て直していく中でつながるケースが多い。

委員 : 八尾市として、つなぎ先がわからない相談、背景にある課題に窓口職員が気づいた場合などは、地域共生推進課へつなぐという仕組みを作っている。その中で、納税や国保から繋いでくるケースが増加しており、(必要に応じ) 労働支援課や地域就労支援センターなど、様々な部署と連携し相談に応じてもらっている。まずは、つなげる支援室が司令塔としてケースを受け取り、他課と連携し対応していく。様々な窓口で課題に気づいてもらえるようチェックシートを作成し、庁内全部に共有しており、それによりケースが増えてきている。

委員長 : 総務省の政策評価で 3 年前に、家賃滞納など公営住宅との連携が十分できていないのではないかという提言が出ており、各自治体の公営住宅担当に、家賃滞納について対応についてアンケートを実施した結果、かなりの割合で特に何も対応してないという返答であった。おそらく、福祉分野から見ると家賃滞納に対応できていると思っているが、公営住宅担当の方からしてみれば、それほど意識がない。家賃滞納の実態は多くあるが、その中で偶然上がってきたものだけが福祉に繋がっているというケースが多いのではないかと思うがいかがか。

委員 : 先程ほど申し上げた仕組みは、当然公営住宅の担当にも周知している。直接繋がったケースはまだ数件だと思うが、チェックシートも活用いただき、また公営住宅の部局については、重層的支援体制の中で関係機関として参加してもらい、課題を共有している。生活保護や納税などの実態や事例などを共有しながら、つながっていく件数が増える仕掛けを作っていく。

委員長 : 八尾市には、各地域に拠点があるので、それを活用していただきたい。

委員 : 2つお伺いしたい。一つは、日本語訓練はどこでやっているのか。もう一つは、平成 21 年に

国が外国人に対して調査を実施し、その中で半数以上の外国人が日本に来て差別を受けたと答えているが、先程の話で、社会の仕組みが違うため、日本人ばかりが得をしているように感じてしまっているような場面もあるという話があった。もし令和3年の調査結果をご存じであれば、その調査結果に関する考察等を教えていただきたい。

事務局 : 日本語訓練については、社会的居場所事業を実施している「わかごぼう」にて実施している。令和3年の調査についての詳細は把握していないが、前回の委員会において森委員より「日本に居住する外国人のうち、4人に1人が仕事を探す際や働く際に差別を受けている。(2016年の法務省調査)」との指摘を踏まえて、今年度、地域就労支援センターでの個別相談について、各コーディネーターに聞き取りしたところ、1名の方が過去に就職差別を受けておられた。具体的には、面接時に外国人は採用しないと言われたということであった。その方は、就職差別を受けたことで、求人応募に躊躇するといったことはなく、積極的に応募をされたので、すぐに就職に結びついたが、今後も、外国人であることを理由に就職差別を受けたことがないか、就労阻害要因になっていないかなど留意しながら相談を進めてまいりたい。

委員 : 地域就労支援事業ができてから、20年ぐらい経っており、創成期の時に、地域就労コーディネーターをやっていた。そのころから考えると様々な点で発展しており、八尾市もこの間努力をして積み重ねてきたと思う。この事業は、当時から働く意欲がありながら、働くことができない外国人市民や部落の人、障がい者など、スポットが当たっていない方に対する事業として展開してきた。そのような意味では、SNSは若者には通じるが、私たちが対象にしている事業では伝わりにくい人がいるということ、事業の肝として忘れないで欲しいと思う。私がコーディネーターをしていた20年前の話だが、75歳の方が布施の職安まで行ったが、検索の仕方の紙の内容がわからず、永和の駅から自転車乗って相談に来たという事例があった。そのような人を支援する事業であるので、チラシ等様々な方法で広報しても必要な人に届いていないことがあるかもしれないということを理解しながら、みんなで努力していけたらいいのではないかなと思う。地域就労支援センターは出張所にある。出張所は地域と非常に密接に関係しており、民生委員や町会、福祉委員会と連携している。相談の入り口において各出張所で上手く連携をサポートすることが出来れば、地域就労支援事業がどういふものかということをも市民によく理解してもらえないかなと思うので、出張所との連携について、(次年度の重点内容として)文章に落としてもらえればと思う。また、保護司をやっているが、その中で働くことに対する相談が多い。特別相談として職業安定所とも連携して支援しているが、雇用主の会や孤立しないよう友達作りのネットワークができるようなBBSの会などもある。このような所と上手く連携してもらえれば、雇用までは難しいかもしれないが、体験など可能性はあるかなと思う。また、八尾市も雇用主の会に入っているが、実績はないと思う。短期雇用でもいいので使ってもらえたらよいのではないかな。また、指定管理や業務委託、優先発注などの制度があるが、指定管理の選考の中で、本当に就労困難者の雇用ができていいのか、高齢者の人材を雇用することで就労困難者の雇用を達成したことになっていないかなど、指定管理の時期に合わせてこの制度を上手く活用できればいいと考えている。

委員長 : 優先発注の件は、ほとんど進展がないと思っている。生活困窮者自立支援制度では、シルバーと同様に地方自治法上で優先発注の随意契約が認められているが、ほとんどの自治体でシルバーだけが活用され、生活困窮者関係の優先発注は一件もないというのがほとんどである。1件でもよいから、この枠を生活困窮者自立支援制度で活用できないかなと思っているところ

である。

委員 : シルバー人材センターについては優先発注を実施しており、制度については今後改めて考えていく必要があると思っている。高齢者の就労については、就労という側面もあるが生きがいづくりや健康づくりという側面もある。高齢者が何かをしたいという場合の選択肢の1つとして就労に繋がれば良いと思う。また、介護保険料の支払いで、生活が苦しいという方もいる。何故生活が苦しいのか、様々な背景を確認しながら、地域共生推進課の重層的支援などにもつなぎ、生活自体の改善を目指していきたいというふうに考えている。

委員長 : シルバー人材センターについては、生きがいづくりという労働関連法令ではないところで機能してきたと思う。そのような意味では福祉的要素があり、シルバー人材センターと福祉の連携が必要である。また、シルバー人材センターが優先発注を独占している状況もいかなものかと思っている。厚生労働省にも強く言っているが、全国的に9割以上が動いていない。その部分をこの場を通じてバックアップしていただければと思う。

委員 : パーソナル・サポート事業と地域就労支援事業にて、対象者に対しては就労定着支援を実施していると思うが、企業に対しても実施していくことが重要だと思っている。就労体験で応募前コースとして新たな形で実施しているとのことだが、OJT方式で1～2ヶ月程度実施できないのか。また、地域就労はこれまで拠点を中心に支援を実施していたが、次年度はアウトリーチを主としてやっていくのか。

事務局 : 就労定着支援については、求職者側に対しては、月に1回、就労開始後の悩みや今後についてコーディネーターが相談にのる場を提供しているが、事業者側に対しては個々のケースに合わせる形で実施しているにとどまっている。一般的に、職業紹介や面接時に同行したケースであれば、企業に対して定着支援を図りやすいが、支援を受けていることを伝えずに就労した場合は、定着支援に結びつけるのが難しい。そのような意味でも就労体験や職場見学が定着支援のきっかけづくりとして、最適だと考えている。また、就労体験の応募前コースは、現在、3日～5日で実施している。1ヶ月となると、採用選考前としての枠を超えてしまうという問題があるので、その部分も踏まえながら、最適な期間というのを設定していく必要があると考えている。最後に、次年度については、現在の拠点での個別相談については、質的・量的にも落とさず、それに加えて、拠点までが遠くて利用することが難しい求職者に対して、アウトリーチとして支援を行っていきたいと考えている。

委員長 : 地域就労支援事業では、特定求職者雇用開発助成金は活用しているのか。

事務局 : 高齢者、母子家庭・父子家庭の親などは、採用された際には事業者から申請してもらっている。

委員長 : 八尾市無料職業紹介所でも特定求職者雇用開発助成金は申請できるのか。

事務局 : 申請は可能である。

委員長 : 良い制度だと思うのでぜひ活用いただきたい。

委員 : 第三次計画で地域就労支援センター、パーソナルサポートセンター、無料職業紹介所との連携スキームが明確になったことにより、今年度は三者の連携がより進んでいるとのことであり、今後もさらに進めていただきたい。ただ、この事業の支援対象者は、そこに繋がるまでに時間かかる人たちが多いため、そのような方に寄り添った支援をしていくことが重要であり、しっかりと対応してもらえればと思う。また、外国人の話が出ていたが、私も50代でパート就労をしている女性の方の話聞く機会があった。最近世間では仕事が増えていると聞いているが、その方の事業所は仕事量に波があり、待機期間は収入に影響してつらいとのこと

だった。その方も、次の仕事を探したいが日本語の問題やスキル等に不安があり、踏み出すことができない状況にあった。日本語支援についてはそのような方も積極的に拾い上げ、発見しながら支援していくということも重要であると思う。

委員 : 雇用就労機会の創出で「障がい者雇用考える集い」を実施することはありがたいことだと思っているが、出張面接会・出張相談会の対象者は障がい者を含む形になっているのか。

事務局 : 障がい者を含め、すべての就労困難者を対象に実施する。

委員 : 勉強会か何かで出張相談会などにおいて雇用する側は、障がい者を含んでいないと思っているように聞いた気がする。人手不足の時代であり、障がい者も働いて収入を得ることが大切であると思うので、よろしく願いたい。

委員長 : 本日は様々な意見をいただいた。特に高齢者や外国人に対する支援が多く議論され、またアウトリーチについても話題が出た。第三次基本計画では、就労困難の阻害要因は個人にあるのではなく社会にあるということを強く意識して作成した。社会の環境を整えていくことが、この問題の改善の近道であるというのが第三次基本計画に対する基本的な私の思いとしてある。そうした意味で、本日、問題提起いただいた高齢者への支援、それから外国人が日本の中で疎外感、差別感を持っているのであれば、それを日本社会、或いは八尾市の環境の問題ととらえて、そのような方々の就労促進に向けて取り組んでいく必要があると思う。

本日は様々な論点を出していただき、充実した議論ができたと思う。

4. 部長あいさつ

本日は忙しい中、出席いただき感謝する。皆様からいただいた意見や冒頭委員長の挨拶でもあった法律の改正等、それぞれの数字を踏まえて、今後の就労支援事業についてさらに進展するよう取り組んでいきたい。また、委員から様々な指摘をいただいた中で、労働支援担当だけではなく、全庁的な課題として現状を共有しながら取り組んで参りたい。引き続き協力、理解をお願いする。

5. 閉 会

以上